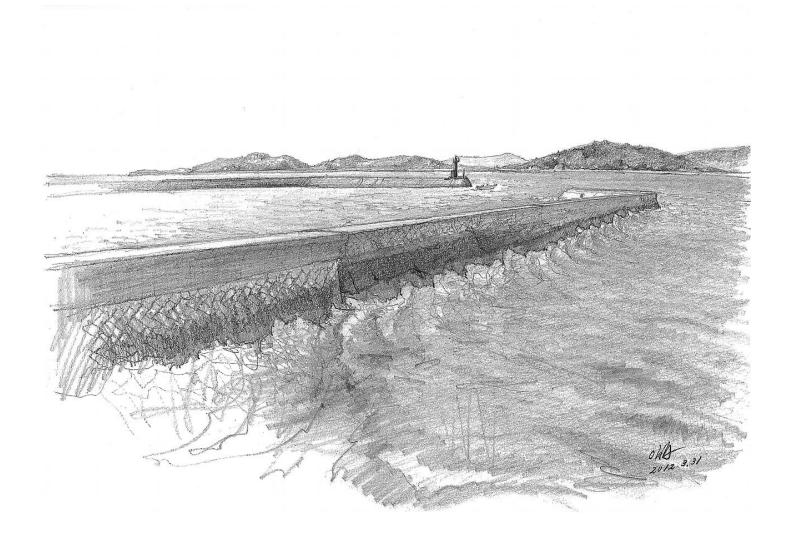
# 子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第48号 2016年2月10日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ http://kodomo.p-web.biz/ メールアト・レス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和(元山口県小学校教員)

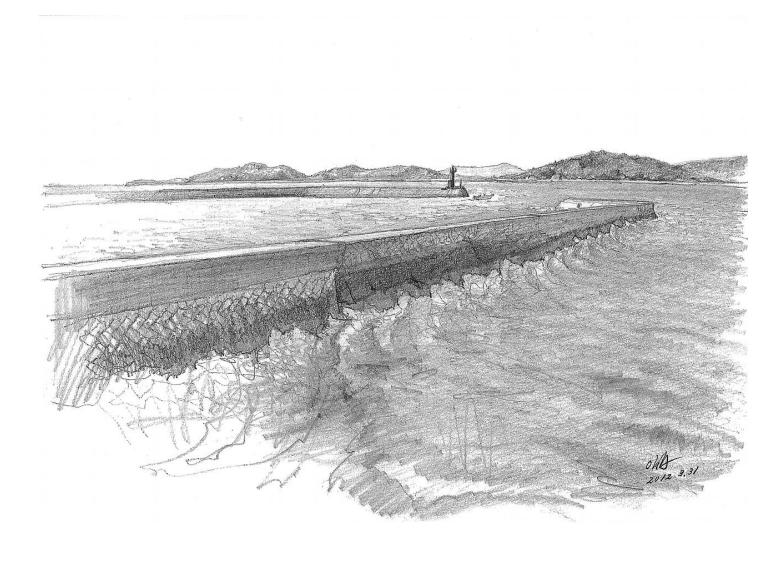
# 子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第48号 2016年2月10日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ http://kodomo.p-web.biz/ メールアト・レス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和(元山口県小学校教員)



### 2016 年をどう拓くか

# 市民の力で

**蟹澤昭三**(全日本教職員組合中央執行委員長、子ども全国センター代表委員)

昨年11月13日にフランスで起きた一般市民を標的にした同時多発テロは、いうまでもなく卑劣であり絶対に許されるものではありません。同時に、見逃してはならない重要なことは、2001年の9・11後にブッシュ大統領(当時)が発動した対テロ戦争以降の14年間が、戦争でテロをなくすことはできないということを明らかにしていることです。日本が、こうした中で戦争法を強行成立させたということは、アメリカの主導する有志連合に日本が参加しているという事実も含め、戦争とテロの危険性を高めているだけだと言わざるを得ません。

しかし、安倍政権が戦争法を強行した後も、反対の世論はさらに広がっています。私たちが安保法制をなぜ戦争法というのか。それは、この法が、憲法の下で制約されてきた自衛隊の活動を、アメリカとともに戦争で人を殺し、殺されるものに変質させるものであることが国会審議を通じて明らかになったからです。戦争法は絶対に発動させてはいけません。戦争法を発動させずに、廃止に追い込む力は、戦争法案反対のたたかいの中で生まれた政党間の共闘や多くの青年・学生、パパ・ママを含めた市民参加の大きな共同をさらに発展させる中にこそあると確信しています。

フジ産経グループが昨年9月に発表した世論調査によると、戦争法案反対の集会に参加した経験がある人は3.4%だったそうですが、注目すべきは、今後参加したいと答えた人が18.3%と、6倍近くいたということです。各種の世論調査において、戦争法が強行された後も5割を超える国民が反対しているという事実とあわせ、私たちのたたかいが築いた前進面と、今後の運動への展望を示す一つの断面だと思います。

こうした戦争法のたたかいと、18 歳選挙権や主権者教育をめぐって、さまざま学校現場に対する攻撃もでています。

文科省は昨年10月29日、18歳選挙権の付与に伴い、

高校生の政治活動を禁止した旧来の通達を廃止し、新たに「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」(以下、「通知」)を発出しました。しかし、新たな「通知」は、高校生の基本的人権である政治的活動の自由や有権者としての権利を不当に制限する内容になっています。

しかも、この「通知」を受けて、一部の教育委員会では、校則として高校生の政治活動を制限したり、高校生に対して政治活動の届出制度を新たに設けるなど、異常としかいえない対応がはじまっていることが報告されています。

全国高等学校PTA連合会が、文科省に対する意見書において、「選挙権が付与された時点で、私たち大人は高校生を同格の政治的仲間として迎えたのであり、『未熟な若者』として見下したり、保護と引き換えに権利を抑制したりすることは許されない」、「生徒を信じ、生徒自身にしっかりと政治・社会・経済など現実の諸問題を考究させる姿勢と度量が社会全体に求められている」と意見表明したことは当然であり、学校が教育の場として、公然と憲法と子どもの権利条約を踏みにじることが許されるはずはありません。

今年は憲法公布70年です。その前文で「恒久平和」を誓った憲法のもと、一人ひとりの子どもたちが自主的な判断力を持つために学び、この国の主権者として生きていくための教育をすすめたいと心から思います。

私たちの運動で、立憲主義と民主主義をとりもどすことは、平和な未来を築くとともに、憲法と子どもの権利条約がいかされる社会、子どもと教育を支える条件整備をも前進させることに必ずつながるものと確信しています。戦争ではなく平和を、大企業のためではなく国民のための政治を実現できるよう、多くのみなさんと手をつなぎ合っていきたいし、そのための運動をご一緒にすすめたいと思います。

## 「少年法適用年齢の引き下げ」の問題点は何か

--18 歳選挙権と少年法年齢の引き下げは同等に考えてよいのか--

黒岩哲彦(弁護士、子ども全国センター代表委員)

#### 自民党の少年年齢引下げの提起

自民党に設定された成人年齢の特命委員会は少年法の 適用年齢を20歳未満から18歳未満とするための少年法 改定を検討している。

「提案の理由」は①少年事件が非常に凶暴化しており、犯罪を予防する観点から少年法の今の在り方でいいのか。②国法上の統一性や分かりやすさ。③世界の多くの国が少年年齢を18歳としていることをあげている。法務省は「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を2015年11月2日から発足させている。この中で、藤本哲也中央大学名誉教授・常磐大学教授は少年年齢の引下げと青年(若年成人)層の提案をしている。

#### 少年法制の破壊

少年法の少年年齢を18歳に引き下げることになれば、 少年司法制度の指導・援助を受けてきた若者のうちの 40%強を刑事司法手続の中に放り出すことになる。

第1に家庭裁判所の保護がなくなる。家庭裁判所の少年保護手続きは、少年鑑別所における資質鑑別と家庭裁判所調査官の社会調査が行われるが、刑事手続きにはこの制度がない。今は少年鑑別所に入所している少年のうち、約30%の若者が少年鑑別所の科学的な資質鑑別を受けられなくなる。家庭裁判所では家庭裁判所調査官による少年の成育環境等の調査(社会調査)や少年に対する生活指導を行っており、必要があると決めるときは、相当の期間、家庭裁判所調査官の試験観察に付し、少年の立ち直り状況を見守るという決定をしている。補導委託による試験観察は少年の立ち直りに重要な役割を果たしており、年長少年がその機会を奪われることの影響は小さくない。

第2に少年院での処遇がなされなくなる。犯罪結果が 重大な事件であっても、家庭裁判所が少年鑑別所の資質 鑑別や調査官調査の結果を踏まえて「保護処分が相当」 と判断した場合には18歳、19歳であっても少年院での 更生がめざされる。少年院は長所を伸ばすなど少年の成 長発達を促すとともに、指導・教育を行っている。入所 している少年の多くは、虐待を受けたり貧困や両親の不和などの不遇な生育環境で育っている。年齢が引き下げられれば、18、19歳の若者は、少年院という貴重な教育と援助の場を失うことになる。

第3に、保護観察は保護観察官や保護司が少年と面会をして相談にのって、生活環境の調整等を行っているが、このような支援を得ていた年長少年が保護司等による更生のための支援を全く受けることができなくなる。

#### 18 歳選挙権との関係

成人年齢については、日本の法制度はそれぞれの法律の立法趣旨や目的ごとに、若者の最善の利益と社会全体の利益を実現する視点から個別具体的に検討している。児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律等、子どもの福祉・保護を目的とする法律では、育成・保護の対象として18歳未満という年齢区分を設けており、労働基準法は、労働がもたらす心身への影響や危険性を考慮して特別の年齢区分が設けられている。そのほか、若年者の健康被害の防止を目的とする未成年者喫煙禁止法や未成年者飲酒禁止法は、民法の成年年齢と同じ20歳を区分年齢としているが、健全育成を阻害するおそれのある競輪、競馬、サッカーくじの購入・授受についての制限や、風俗営業法上の規制も、それぞれの目的や阻害の程度に応じた年齢区分が設けられている。18歳選挙権と少年法年齢の引き下げは同等にする必要性は全くない。

#### 子どもの権利条約との関係

国連子どもの権利条約は「子どもは 18 歳未満」としている。しかし、国連子どもの権利委員会「一般的意見 10」の 38 項は「委員会は、一部の締結国が、一般的規則として、または例外としてのいずれであるかであるに関わらず、少年司法の諸規則を 18 歳以上の者に対して適用することを認めていることについて、評価の意とともに留意するものである」(平野訳)としている。国連子どもの権利委員会が評価している「少年司法の諸規則を 18 歳以上の者に対して適用」を後退させる理由はまったくない。

## 参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流会

地域とつながって子どもを育てる

11月7日(土)~8日(日)、「参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流会」が開催されました。教職員、大学の研究者、保護者、市民団体、大学生、高校生など2日間で計124名の参加がありました。

# 次期学習指導要領改訂の特徴と子どものための教育課程づくり

講師:**梅原利夫さん** (民主教育研究所代表代行、

和光大学)



梅原さんは今回の学習指導要領改訂のねらいを、教育基本法「改正」と新安保法制化の「人づくり政策」を具体化するものとし、「アクティブ・ラーニング」や「カリキュラム・マネジメント」などは、意表をつく目くらましの外国語であり、強いられた「能動的学習」では、「アクティブ・ラーニング」の形骸化を生みだすだけであると批判しました。

学習指導要領へのしばりを強めることや「学力向上策」「〇〇スタンダード」などの押しつけで、教師一人ひとりの創意や工夫の余地が狭められています。

教育活動における自由が尊重されなければ、子どもたちの主体性や能動性を引き出すことができません。現場の思いとの矛盾があります。

梅原さんは、被災地での実践の中に子どもたちの実態から出発し、課題を整理し、教育課程につくりあげ、地域とともにとりくんでいる実践があると紹介し、そこに教訓があると指摘しました。

そして、「受け身にならず、能動的に打って出る授業と子ども指導を」「子どもが学びたい深部の要求に応える、見通しを持った教育課程を」「親の支持、参加が得られ、同僚とも共同(協同・協働)できる学校に」と、教育課程づくりと参加と共同の学校づくりの統一したとりくみが重要だと訴えました。

#### 実践報告 地域とつながって子どもを育てる

1.「アウトリーチと学習教室 - 支えと学びで希望を」 白鳥勲さん(彩の国子ども・若者支援ネットワーク) 生活困窮者支援自立法や子どもの貧困対策法などを活 用した支援のとりくみについてお話しがありました。

白鳥さんたちのグループは、生活保護世帯への家庭訪問と学習支援を行っており、埼玉県内の60教室で学習支援を行い、毎年1000件の家庭訪問をしています。このとりくみにより、生活保護世帯の高校進学率が87%から97.7%へ増加しています。また、6割~7割の子どもたちが小学3、4年生の壁を乗り越えられていないのですが、家庭訪問等によるマンツーマンでおとなとの関わりをもつと、おとなに自分のことを言えて、相談できるようになってきます。甘えられることができてくると、ちょっとした希望が生まれ、自分の人生について考えだしてくるなど、その成果は大きいものがあります。

### 2. 「お金がないと学校に行けないの?」首都圏高校生 集会実行委員会のとりくみ

定時制高校生 2名の発言

2008年、4名の高校生により「お金がないと学校に行けないの?」首都圏高校生集会実行委員会が結成されました。2009年1~4月に「生活費アンケート」を行い、7月に厚生労働省、三田クラブ、文部科学省で記者会見(高校生3人出席)を行いました。続けて高校生パレードをし、衆・参両議員にメールで意見をきき、「親の収入、経済状況だけで学校に行けない子どもたちをつくらないで」と訴えました。

2010年には「高校無償化になったけどアンケート」を900名に行っています。その中で「教科書を無償にしてほしい」が60%にのぼりました。2013年12月には文科省要請を行い、1618筆の署名を提出しました。今後は2017年3月に定時制、全日制の集会を予定しています。

### 3. 「横浜・神奈川での教科書採択問題への取り組み」 境 光春さん(子どもと教育・くらしを守る

#### 神奈川県教職員連絡会事務局長)

中学校の教科書採択に関して、神奈川県でのとりくみが紹介され、今年度の「つくる会」系の教科書採択は横浜市と藤沢市以外は阻止できたことが報告されました。

横浜市での採択では、教育長の同数裁定により、「つくる会」系の教科書に決まりました。教職員や学校の意見が反映されないなど、採択方法に課題があることが明ら

かです。この間、4年間の継続したとりくみをしています。区民向けの学習会、駅頭での宣伝行動、署名活動、 そして中学校の入学説明会や入学式での宣伝行動、独自 に中学校社会科の先生向けの学習会や宣伝も行いました。

署名は前回の12万筆を大きく超えて23万筆、共同アピール賛同人685人と、市民運動で確実に追いつめている現状が報告されました。

# 感想文から

印象に残っている言葉は「強いられた能動学習」「形式的なアクティビティの連鎖」という言葉です。手法だけにとらわれて本来の目的である「主体的に考える生徒」からはずれてしまっては本末転倒です。「生徒にしっかりと考える力を身につけさせる」にはどのような手法がいいかを教員がしっかりと考え、その一つとして活動(アクティビティ)があるのかもしれないし、手法、形にこだわらず、目的をもってとりくむことが必要だと思いました。経済的格差をなくし、生徒に等しく学習の機会を提供するために学校だけががんばるというのは無理があります。行政や地域の方々との連携があって実現できます。また、逆境を力に変え、社会を変えていきたい、周りの人の力になりたいと努力し活動する高校生の姿がすてきでした。

(山口・高校教員)

本来、授業実践の方法論の一つとして編み出されたものを、上意下達で強制させるやり方は、やはり目の前の子どもの実態を見ずに、また、上からの指示に対応できる生徒のみを将来のエリートとして引き出すための選別の制度と思いました。私たちは国や県と比べても力も情報力も少ないかもしれませんが、唯一彼らに対抗できるのは、目の前の子どもの実態を知って、実践していることだと再考できました。 (兵庫・高校教員)

各地の教育現場の状況を聞くことができました。 県教委の方針によって日本国内の子どもの教育のさ れ方が左右されていると感じました。

貧困家庭にお金を給付するのではなくて勉強をマンツーマンで指導すること、子どもの心に寄り添うことで子どもに希望を与えている点に感銘を受けました。 (愛知・保護者)

私たちは文科省や政府からの攻撃に対し、たじろぐことなく自信を持って立ち向かっていけば良いということを改めて確信した。文科省が現場に「丸投げ」するのであれば、それを逆手にとって本当のカリキュラム・マネジメントにとりくんでいけるチャンスにしていこうと思った。

埼玉の実践は、行政と地域が連携して子どもたちを支援するモデルケースとしてとても興味あるものでした。高校生の実践では、自らが動くことで必ず何かを変えられるということを教えてもらった。

(青森・教員)

指導要領や法律など、お上発信のものは字面が良いため、よく読み込まないといけないと思っておきながら今まで目を通していませんでした。今回は、梅原先生の解説付きで捉えることができました。大学に帰って読む会を開きたいと思います。

(青森・大学生)

### 子どもを貧困から守り、主権者としての学びの保障を

子ども全国センターは 2015 年 11 月 18 日、文部科学 省に対し、要請を行いました。代表委員の黒岩哲彦弁護 士、蟹沢昭三・全教委員長をはじめ7名が参加。

文部科学省からは、初等中等教育局の財務課定数企画係長、教育課程課教育課程総括係長および、生涯学習政策局の連携推進・地域政策担当参事官付係員が出席しました。

黒岩哲彦弁護士が挨拶し、貧困、競争主義など子どもが直面している困難に向きあい、成長発達を保障するために、次の3つの重点要請項目について、具体的な施策を求めました。

① 子どもたちへのきめ細やかな対応など、ゆきとどい た教育をすすめるために、教職員定数を増やし、小学 校2年生以上にも35人学級を前進させてください

文科省は「35 人学級に要望が多いことは承知している。少人数学級の効果は大臣も認めているが、学校の困難に対応するための加配を優先した」と回答。

参加者は「加配の教職員はほとんどが非正規で、指導の継続性の担保や計画的な採用がされない。国の責任で、法改正による少人数学級に踏み出すべきである。これは国民的な要求であり、文科省はぜひがんばってほしい」と重ねて強調しました。

② 貧困や家庭環境の実態を把握し、就学・進学の保障の手だてをしてください

子どもの貧困問題について文科省は、「家庭環境による教育格差の解消、スクールソーシャルワーカーの配置、

訪問型家庭教育、地域未来塾を高校生にも拡充すること などにとりくむ | と回答。

参加者は「子どもの貧困率が16.3%とは、40人の学級に貧困家庭の子どもが6、7人いることになる。兄弟2人だけで生活保護で暮らしている子どもや、定時制で給食費が払えず給食を食べられない生徒もいる。実態を把握し、授業料の引き下げなど学費負担の軽減や給付制奨学金など就学・進学の保障を」と訴えました。

③ 18 歳選挙権の実施にかかわり、平和で民主的な社会の主権者として子どもたちが育つために、管理強化ではなく主体的な学びと教職員の教育の自由を保障してください

文科省は10月29日に出した新しい通知「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」に関して、「特に管理強化を打ち出したわけではない。先生が委縮することなく自信を持って指導できるようにした」と回答。しかし教職員は「個人の考えを述べてはいけない」とかたくなに否定。

参加者は「教員が一方的な考えを生徒に押しつけることは教育の基本原理に反することで、してはならない。 しかし、政治や社会の問題について、生徒同士や先生と 自由に意見交換できることが、生徒の政治的関心や教養 を高める上で、真に大切なことではないか。」と強調しま した。

参加者は、「子どもの実態をリアルにとらえ、現場が委縮することがないように支えてほしい」と要望しました。





写真:要請する子ども全国センターのメンバー

### 戦争させない!平和な未来を!

## 憲法と子育で・教育を考えるつどい

### 多彩な交流

「戦争させない!平和な未来を!憲法と子育て・教育を考えるつどい」(教育子育て九条の会第8回全国交流集会)が12月13日(日)、東京世田谷区の和光小学校で開かれました。

「つどい」には、和光小学校の保護者や教職員をはじめ、全教・日教組の所属の有無やちがいをこえて北海道から長崎までの教職員が多数参加。また、品川区、大田区などの子どもと教育に関わる九条の会、保育士さんなど世田谷区に働く職員、大学生、さまざまな分野の市民団体など合計 240 名が参加しました。

壁に貼られた子どもたちの作品、4年生が多摩川で採取し飼育している魚の水槽など、懐かしい風景に包まれた教室で、5つの分科会が開かれました。

全体会のオープニングは和光小学校の子どもたちの民 俗舞踊(4年生「中野七頭舞」、5年生「大森みかぐら」)。

会場いっぱいに、はつらつと楽しそうに踊る子どもた ちの笑顔に、参加者の心も弾みました。

シンポジウム「戦争させない! 平和な未来を! 憲法 と子育て・教育を考える」では、上原公子さん(元国立 市長)をコーディネーターに、藤田英典さん(教育学者)、 山田和花さん(SEALDs)、栗原伸さん(和光小学校教員)、 堀尾輝久さん(教育学者)が発言。

リレートークでは、「『育鵬社』教科書を不採択にした とりくみ」(東京都大田区)、「18 歳選挙権の実現を学校 づくりの契機に」(北海道の高校)、「今、福島の子どもた ちは」(福島の教員)の発言がありました。

和光小学校の平和教育の積み重ねや SEALDs の若者の発言に勇気づけられ、教育現場への政治的な圧力とたたかい憲法と民主主義を守り実践していくことの意義をかみしめた集会でした。

保坂展人・世田谷区長から、連帯のメッセージが寄せ られました。

#### 分科会

- ① 民主主義って何だ!
- ② 平和のために手をつなぐ親と教師
- ③ 学校に自由と民主主義を
- ④ 18 歳選挙権と主権者教育
- ⑤ 子どもに安心して生きる権利を

### 若者に励まされ、勇気がわいた 安達寿子さん (静岡)

今年は、若者の話に大いに励まされたつどいでした。 午前は、第1分科会の「民主主義って何だ」に参加し、 SEALDsの山田知花さんの言葉が印象的でした。

「何をどのようにしたら、自分で考えて動ける若者が育つのか?」と質問され、彼女は、「家では母親が自分の話をよく聞いてくれ、『知花はそう思っていても、あの子はこう考えているかも。だから、声に出して言ってみなよ』と仲介役をしてくれていたから」という返事でした。家庭や学校できちんと受け止められた体験が根底にあるのです。

SEALDs の若者の言葉で「怒ったら勉強!」「政治は 自分が生きることだから、特別なことじゃない」「空気は よむものではなく変えるんだ」等どれも素敵です。 佐藤学さんが、学生と学者の連帯で社会を変えることができる、今回は市民の主権者運動になったと分析された通りです。

午後のシンポでは、育鵬社不採択のとりくみに拍手。 前進もあれば、命を大事にしたいと「はだしのゲン」 を取り上げた保健だよりに校長からストップがかかった 話など、全国の厳しい現状も語られました。でも、絶望 せず勇気がわいてくるつどいでした。

閉会あいさつで、佐藤学さんが、SEALDs の若者のように僕も自分の言葉で語りますと、ご自身の両親と戦争との関わりを話された内容に涙が出るほど、胸を打たれました

### 第61回 子どもを守る文化会議ひらく

**高柴光男**(実行委員会事務局長)

11月15日(日)、第61回子どもを守る文化会議が全 国教育文化会館(エデュカス東京)にて開かれました。

オープニングは、猪股ゆりさんの歌と母・美根子さん のピアノ伴奏によるピースコンサートでした。

参加者からは、「金子みすずさんの作詞を歌っている 歌手がいたことに共感を感じた」「櫛田ふきさん作詞『私 の希望(ねがい)』は、もっと広範な方々に知っていただ きたいしという感想が聞かれました。途中、全員で『青 い空』を歌い、猪股ゆりさんに負けないような若々しい 歌声が会場に響きました。

その後高橋栄実行委員長が、戦後70年を期した民主 主義の大本と子どもを守る文化会議の意義にふれて開会 の挨拶を行いました。

続いて、長い間(社)東京都医療社会事業協会会長を 続けてこられ、この5月に退任された武山ゆかりさんが 「\*医療。が子どもに出来ること ~歴史と未来~ | と題 して記念講演をされました。医療ソーシャルワーカー (MSW) が、命を守る、健康を守る、尊厳・人権を守る、 笑顔を守る、という仕事をされていることがよく分かっ た貴重な講演でした。

午後は、第1分科会「子どもたちの学ぶ権利を保障し よう!学校に民主主義を!」、第2分科会「地域の協同で、 子どもを守る運動を! 」、第3分科会「いのちを守り育み、 希望の持てる社会に!」が開かれ、話題提供者の報告を もとに、東京都の教育行政や教科書、地域の図書館、異 年齢集団遊び、保育実践、給食、少年法等について熱心 な論議を展開しました。

閉会全体会では、3分科会の様子や特徴がそれぞれの 世話人から極めて簡潔明瞭に伝えられ、他分科会の要点 も把握することができました。

全参加者は86名でした。会場設営と片付けには、早 朝から夕方まで、実行委員会メンバーと全国教育文化会 館関係者の方々に終始ご面倒をみていただき、篤く御礼 申し上げます。

#### (子どもと教育を語るつどい2016)

### 子どもたちをいつくしむ

~今、学校・地域・社会に求められることは~

2月27日(土)13:00~16:30

全国教育文化会館(地下鉄有楽町線「麹町」下車2分)

お話:福井雅英さん (滋賀県立大学)

生きる希望を紡ぎだす教育実践

伊藤由紀夫さん(家裁調査官)

青年教職員の思い

#### 市民・NGO の報告書を出しましょう 国連子どもの権利委員会へ)

国連子どもの権利委員会の第3回最終所見(勧告)は、 今年2016年5月21日までに、条約の実現に関する施策 をまとめた政府報告書(第4回・5回統合報告)を提出す るよう求めています。

政府報告書が期限までに提出された場合、その国連審 査は2018年1月に行われる見通しです。

従って、私たち市民・NGO は次のように、報告書の作 成・提出の準備をすすめることになります。

基礎報告書締め切り 2016年11月末

統一報告書日本語版完成 2017年6月末

統一報告書英語版完成

基礎報告書は、教育、福祉、労働などの現場や家庭、 地域などあらゆる分野から、子どもをめぐる実態やとり くみなどをまとめます。どなたでもどんな形式でも書い ていただけますので、皆さんもお寄せください。

「子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会」 (会長:堀尾輝久さん)が皆さんの基礎報告書を集約し、 統一報告書にまとめあげます。同会は趣旨に賛同する団 体・個人で構成しており、子ども全国センターも参加し ています。

基礎報告書の出し方などについては、同会の『通信』 2017年8月末、国連へ提出 等でお知らせします。